地縁団体認可申請ハンドブック



南あわじ市 総務企画部 市民協働課 (協働推進係)

自 次

| はじ | めに | 1 |
|-----|--|----|
| 「地緣 | 最による団体」とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 認可 | 申請について | |
| 1 | 認可の要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 2 | 認可申請の手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 3 | 認可申請に必要な書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| 認可: | 地縁団体の規約または告示事項の変更 | |
| 4 | 規約に変更があるとき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| 5 | 告示事項に変更があるとき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| 認可 | 地縁団体に関する証明書 | |
| 6 | 告示事項証明書の交付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8 |
| 7 | 印鑑の登録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8 |
| 8 | 印鑑登録証明書の交付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 9 |
| 9 | 登録した印鑑を廃止するとき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 9 |
| 10 | 登録した印鑑を亡失したとき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 10 |
| 認可 | 地縁団体に係る税金 | |
| 11 | 必要な手続きについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 11 |
| 認可 | の喪失 | |
| 12 | 認可の取り消し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 12 |
| 13 | 解散 | 12 |
| その | 他義務等 ····· | 13 |
| 留意 | 事項 ····· | 13 |

はじめに

自治会、町内会等は、過去の長い間において、PTAや青年団などと同様「権利能力なき社団」と位置付けられ、団体名義では不動産登記ができませんでした。そのため、自治会等所有の不動産の登記に際しては、やむなく会長名義や複数役員の共有名義で行っていました。

ところが、これら個人名義の登記は、当該名義人の転居や死亡が起こり得るため、名義変更や相続登記の関係で様々なトラブルが生じ、長い間深刻な問題となっていました。

こうした問題に対処するため、平成3年4月に地方自治法が改正され、地域的な共同活動のための不動産または不動産に関する権利等を保有しているか、保有する予定がある場合、一定の要件に該当すれば、自治会が市町村長の認可を受け、法人格を取得し、自治会名義で不動産登記等ができるようになりました。

令和2年、認可の前提である不動産等の保有要件について見直されることとなり、令和3年5月26日公布「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による地方自治法の改正(令和3年11月26日施行)後は、地縁による団体が不動産等を保有していない、または、保有する予定がない場合であっても、地域的な共同活動を円滑に行うために必要であれば、認可地縁団体の認可を受けることができるようになりました。

この市町村長の認可を受けた地縁による団体を「認可地縁団体」といいます。

このハンドブックは、自治会が不動産登記を行うため、「認可地縁団体」になるための要件 や申請手続きなどについてまとめたものです。

「地縁による団体」とは

自治会のように一定の区域に住所を有するという「つながり」に基づいて組織され、地域 的な共同活動を行っている団体のことをいいます。

(一定の区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体)

これに対し、青年団や婦人会、老人クラブのように性別や年齢が限定される団体、またはスポーツ少年団や伝統芸能保存会のように活動の目的が限定されるような団体は、地縁による団体とは考えられません。

認可申請について

1 認可の要件

【根拠法令】地方自治法 第260条の2第2項

自治会が法人格を得るためには、市長の認可が必要です。

法人格を得るためだけに組織された名前だけの自治会や、区域の中で極めて少人数の者が組織する集まりのように、一定の区域内で安定的に存在している団体とは言い難い団体は認可の対象とはなりません。

認可の要件は以下の4つです。

(1) 自治会が区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会 の維持及び形成に資する共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている と認められること。

ここでの共同活動とは、清掃活動、防犯活動、防災活動、集会所の管理など、一般的な自治会活動のことを指します。

(2) 自治会の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 また、この区域において自治会が相当の期間にわたって存続していること。

地番や道路、河川などで自治会の区域が容易に分かる状態であることが必要です。他の自治会と区域が重なったり、区域が流動的であったりする場合などは認可されません。また、自治会が安定的に存在していなければなりませんので、相当数の年数を活動している必要があります。(過去3年以上の活動実績が必要です)

(3) 自治会の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の人が現に構成員となっていること。

「すべての個人」とは「年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人すべて」という意味ですので、世帯単位を構成員とすることは認められません。また、区域内に住所があること以外に年齢や性別、国籍等の加入条件を付けたり、加入を希望する人を拒むことは認められません。

「相当数」とは自治会区域内の全住民の過半数です。

※世帯主のみではなく、構成員全員を記載した名簿を作成する必要があります。 全住民が構成員となることができますので、生まれたばかりの子供でも構成員で あれば名簿に記載する必要がありますが、全住民が構成員でなければ認可され ないということではありませんので、構成員だけの名簿を作成してください。

- (4) 下記の事項を全て含む規約を定めていること。
 - ⑦ 目的
 - ② 名称
 - ⑤ 区域
 - ② 主たる事務所の所在地
 - オ 構成員の資格に関する事項
 - の 代表者に関する事項
 - (キ) 会議に関する事項
 - ② 資産に関する事項

認可を受ける場合には上記8項目を全て含んだ規約を定める必要があります。 この項目以外に規約を定めることに関しては問題ありませんが、活動目的に政治目 的、営利目的を含むものについては認められません。

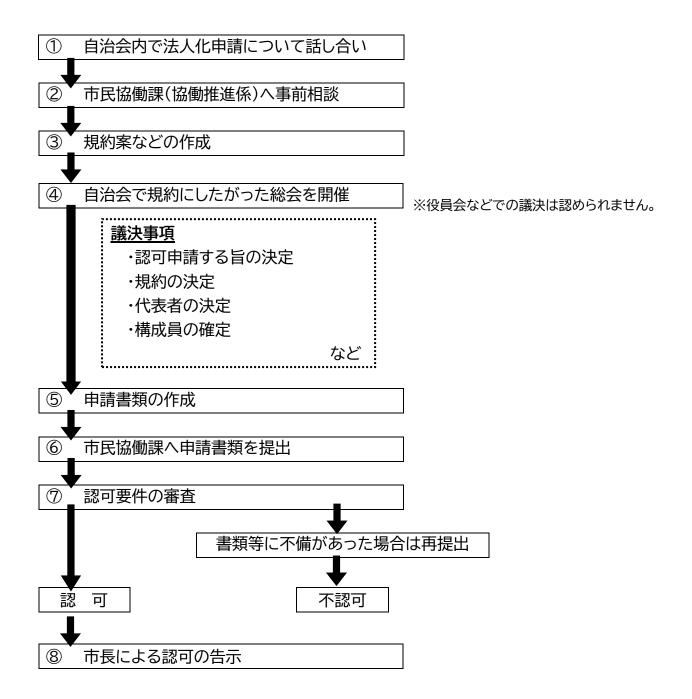
また、規約の名称について特に制限はありませんので、「○○自治会規則」、「×× 自治会規程」等の名称でも構いません。

規約の参考例 ⇒ 「認可地縁団体申請書等様式集」<P.2>

※以下、文書中<P.〇>は、「認可地縁団体申請書等様式集」のページを示しています。

2 認可申請の手続き

〔認可申請手続きの流れ〕



3 認可申請に必要な書類 【根拠法令】地方自治法施行規則 第18条第1項

認可申請は、自治会の代表者が 認可申請書 <P.1 様式第1号> に必要書類を添えて、市民協働課(協働推進係)に行います。 〔市民協働課〕 市役所本館3階 電話 0799-43-5244

| 提出書類 | 確認事項等 |
|--|---|
| ① 認可申請書 | 様式第1号 < P.1 > 〔様式根拠〕地方自治法施行規則 第18条関係 |
| ② 規約 | 認可申請にあたって改正及び作成した、認可要件を全て含む規約であり、総会の承認を得たもの。 規約には、次の8項目を必ず定めていること。 ①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関すること ⑥代表者に関すること ⑦会議に関すること ⑧資産に関すること <p.2 自治会規約の参考例=""></p.2> |
| ③ 議事録の写し 認可申請について総 会で議決したことを 証する書類 | 認可申請について決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事 録署名人の署名又は記名押印があるもの。 <p.8 議事録の参考例=""></p.8> |
| ④ 構成員名簿 | 構成員全員の住所・氏名を記載した名簿。 (自治会区域内に住所を有する者は誰でも構成員となれる。) <p.10 構成員名簿の参考例=""></p.10> |
| ⑤ 過去3ヵ年の総会資料等 会資料等 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類 | 総会に提出された「事業報告書」「収支決算書」等で、過去3ヵ年間の自治会の活動実績を証するもの。広く地域的な共同活動の内容を記載すること。 |
| ⑥ 議事録の写し 申請者が代表者であ ることを証する書類 | 役員選出に対する自治会の議決。 ・議事録は、申請者を代表者に選出することを議決した「総会議事録」 の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるもの。 |
| ⑦ 就任承諾書 | ・申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写しで、申請 者本人の署名又は記名押印があるもの。 |
| | < P.11 様式第2号、別紙1、2 > |

◆規約の留意点

| ○ 10/L ○ 21L | #II/F431 |
|----------------|-----------------------------|
| ⑦ 規約の名称 | 制約なし。〇〇〇自治会規約(会則)等 |
| ② 目的 | 『良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共 |
| | 同活動を行うこと』が目的である旨の明記と具体的事項 |
| | を記載のこと。 |
| ⑤ 団体の名称 | 制約なし。〇〇〇自治会 等 |
| ① 区域 | 客観的に明らかなものとして定められていること。『こ |
| | の会は、南あわじ市○○のうち、字○○○の区域とす |
| | る。』でも可。 |
| ⑦ 主たる事務所 | 制約なし。会長宅、自治会集会施設の所在地等。 |
| | 規定の仕方も、事務所の番地等を示してもよいし、「代 |
| | 表者の自宅」と定めることも可能。 |
| の 構成員の資格に関する事項 | 『区域に住所を有する個人の全ての会員が構成員とな |
| | れる。』旨を記載のこと。 |
| | ※正当な理由なしに加入を拒めない。 |
| | ※法人や団体は賛助会員となれるが、表決権は有しな |
| | ر١ _° |
| ④ 代表者に関すること | 代表者の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委 |
| | 任する事務等について規定する。 |
| | ※代表者1名を必ず選出すること。 |
| | ※複数の監事ならびに役員(副会長、会計、書記等)を置く |
| | ことが望ましい。 |
| ② 会議に関すること | 通常総会や臨時総会あるいは役員会の招集方法・議決 |
| | 方法・議決事項等について規定する。 |
| ⑦ 資産に関すること | 資産の構成及び取得・処分等の管理方法等について規 |
| | 定する。 |
| | ※財産目録を作成すること。 |
| | ※総会の議決を要する財産の処分について明記するこ |
| | |
| | と。 |

認可地縁団体の規約または告示事項の変更

4 規約に変更があるとき [根拠法令]地方自治法 第260条の3

根拠法令】地方自治法 第260条の3 地方自治法施行規則 第22条

認可地縁団体の代表者は、規約に変更があるときは「規約変更認可申請書」に必要書類を添え、市長に届け出し認可を受けなければなりません。

| 提出書類 | 確認事項等 | |
|--------------------|------------------------|--|
| ① 規約変更認可申請書 | <p.14 様式第3号=""></p.14> | |
| ① 規制変更認可申請音 | [様式根拠]地方自治法施行規則 第22条関係 | |
| ② 規約変更理由書 | <p.15 様式第4号=""></p.15> | |
| ③ 規約変更を総会で議決したことを証 | 総会の議事録の写し等で、議長及び議事録署 | |
| する書類 | 名人の署名又は記名押印があるもの | |

5 告示事項に変更があるとき

【根拠法令】地方自治法 第260条の2第10項、第11項、第13項 地方自治法施行規則 第20条

告示事項に変更があった場合、代表者は市長に対して「告示事項変更届出書」に別途必要書類を添え、市長に届出しなければなりません。この届出をもとに市長は変更の告示を行います。

この告示がない限りは登記手続きに必要な「認可地縁団体告示事項証明書」の証明内容も 更新されません。

自治会長変更による代表者の氏名及び住所の変更など、次のいずれかに変更がある場合は、必ず告示事項変更の届出をしてください。

- ① 名称 ② 規約に定める目的 ③ 区域
- ④ 主たる事務所 ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 (職務執行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ⑦ 代理人の有無 ⑧ 規約に解散の事由を定めたときはその事由
- 9 認可年月日

| 提出書類 | 確認事項等 |
|--------------------|------------------------------|
| ① 告示事項変更届出書 | <p.16 様式第5号=""></p.16> |
| ① 口小争识及史佃山音 | 〔様式根拠〕地方自治法施行規則 第20条関係 |
| ② 告示された事項に変更があった旨を | 総会議事録の写し等で、議長及び議事録署名人 |
| 証する書類 | の署名又は記名押印があるもの <p.18></p.18> |

認可地縁団体に関する証明書

6 告示事項証明書の交付 【根拠法令】地方自治法 第260条の2第12項

市長による告示を受けた後は、自治会名義での登記に必要な「認可地縁団体告示事項証明書」の交付を受けることができます。

なお、何人も市町村長に対して、告示事項証明書の交付を請求することができます。 (地方自治法 第260条の2第12項)

| 必要なもの | 確認事項等 |
|----------------------|---------------|
| ① 認可地緣団体告示事項証明書交付請求書 | <p.22></p.22> |
| ② 手数料 | 1通 300円 |

7 印鑑の登録

【根拠法令】南あわじ市認可地縁団体印鑑条例 南あわじ市認可地縁団体印鑑条例施行規則

- 認可地縁団体の印鑑を1地縁団体につき1個登録することができます。
- ※印鑑の登録ができる者は、原則として代表者本人のみです。

ただし、団体の認可の告示事項の中に代理人が定められている場合に限り、代理人が 委任状(代表者本人が記入したもの)を持参すれば、代理申請ができます。

| | 必要なもの | 確認事項等 |
|---|--------------------|---|
| 1 | 認可地緣団体印鑑登録申請書 | <p.23></p.23> |
| 2 | 登録する認可地縁団体の印鑑 ※注 | ※事前に印鑑登録原票 <p.24>及び 印鑑登録証明書<p.28>に直接押印 した場合は不要です。</p.28></p.24> |
| 3 | 代表者個人の印鑑登録証明書 | 1通(発行から3か月以内) |
| 4 | 代表者個人の実印 | 印鑑登録している印鑑 |
| 5 | 登録申請者の本人確認書類 | 運転免許証、マイナンバーカードなど |
| 6 | 委任状(代理人が申請する場合) | 代表者が記入したもの |
| 7 | 代理人の印鑑(代理人が申請する場合) | |

注)登録できない印鑑

- ① ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ② 機械製造により大量生産されたもの
- ③ 印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるものまたは、1辺の長さ30mmの正方形に収まらないもの
- ④ 印影を鮮明に表しにくいもの
- ⑤ その他登録を受けようとする認可地縁団体の印鑑として適当でないもの

8 印鑑登録証明書の交付

【根拠法令】南あわじ市認可地縁団体印鑑条例 南あわじ市認可地縁団体印鑑条例施行規則

印鑑の登録後は、不動産登記等に必要な「認可地縁団体印鑑登録証明書」の交付を受ける ことができます。

※印鑑登録証明書の交付申請ができる者は、原則として代表者のみです。

ただし、団体の認可の告示事項の中に代理人が定められている場合に限り、代理人が委任状(代表者本人が記入したもの)を持参すれば代理申請ができます。

| 必要なもの | 確認事項等 |
|----------------------|-------------------|
| ① 認可地緣団体印鑑登録証明書交付申請書 | <p.27></p.27> |
| ② 登録されている認可地縁団体の印鑑 | |
| ③ 登録申請者の本人確認書類 | 運転免許証、マイナンバーカードなど |
| ④ 委任状(代理人が申請する場合) | 代表者が記入したもの |
| ⑤ 代理人の印鑑(代理人が申請する場合) | |
| ⑥ 手数料 | 1通 300円 |

9 登録した印鑑を廃止するとき

【根拠法令】南あわじ市認可地縁団体印鑑条例 南あわじ市認可地縁団体印鑑条例施行規則

登録した印鑑を廃止するときは、登録されている印鑑を代表者本人が持参し、市長に申請しなければなりません。

※印鑑の廃止申請ができる者は、原則として代表者のみです。

ただし、団体の認可の告示事項の中に代理人が定められている場合に限り、代理人が委任状(代表者本人が記入したもの)を持参すれば代理申請ができます。

| 必要なもの | 確認事項等 |
|----------------------|-------------------|
| ① 認可地緣団体印鑑登録廃止申請書 | <p.25></p.25> |
| ② 登録されている認可地縁団体の印鑑 | |
| ③ 廃止申請者の本人確認書類 | 運転免許証、マイナンバーカードなど |
| ④ 委任状(代理人が申請する場合) | 代表者が記入したもの |
| ⑤ 代理人の印鑑(代理人が申請する場合) | |

10 登録した印鑑を亡失したとき

【根拠法令】南あわじ市認可地縁団体印鑑条例 南あわじ市認可地縁団体印鑑条例施行規則

登録した印鑑を亡失したときは、直ちに代表者本人が市長に届出しなければなりません。 ※印鑑の廃止申請ができる者は、原則として代表者のみです。

ただし、団体の認可の告示事項の中に代理人が定められている場合に限り、代理人が委任状(代表者本人が記入したもの)を持参すれば代理申請ができます。

| 必要なもの | 確認事項等 |
|-------------------|-------------------|
| ① 認可地緣団体登録印鑑亡失届出書 | <p.26></p.26> |
| ② 代表者個人の印鑑登録証明書 | 1通(発行から3か月以内) |
| ③ 代表者個人の実印 | 印鑑登録している印鑑 |
| ④ 亡失届出者の本人確認書類 | 運転免許証、マイナンバーカードなど |
| ⑤ 委任状(代理人が申請する場合) | 代表者が記入したもの |

認可地縁団体に係る税金

認可地縁団体に係る税金については下表のとおりです。

| 以心社和 | | 地縁団体の認可を受けた法人 | |
|--------|-------|---------------|-----------|
| 1: | 党の種類 | 収益事業を行わない場合 | 収益事業を行う場合 |
| 市税 | 法人市民税 | 減免措置 | 課税 |
| 県税 | 法人県民税 | 減免措置 | 課税 |
| 宗仇 | 法人事業税 | 非課税 | 課税 |
| 田松 | 法人税 | 非課税 | 課税 |
| 国税 | 登録免許税 | 課税 | 課税 |

[※]固定資産税(市税)、不動産取得税(県税)については、地縁団体が所有する不動産の使用用途により、減免の可否の判定を行います。

11 必要な手続き ※詳しい内容は各担当窓口にお問合せください。

| 市税 | 法人市民税 | 認可を受けた日から1か月以内に、「法人(設立・開設・異 |
|-------------------------|--------|-----------------------------|
| | | 動)届出書」の提出が必要です。 |
| 市役所 税務課 電話 43-5213 | 固定資産税 | 減免の申請は、固定資産税係へご相談ください。 |
| 県税 | 法人県民税・ | 認可地縁団体設立から1か月以内に、「法人の設立等報 |
| | 法人事業税 | 告書」(法人県民税・法人事業税事務処理要綱第9章法 |
| 洲本県税事務所 | | 人の異動に関する事務第1節の4)などの届出が必要で |
| 電話 26-2026 | | す。 |
| | 不動産取得税 | 登記した後に県税事務所にご相談ください。 |
| 法人税 | | ・収益事業を行わない場合は手続きの必要はありませ |
| | | h. |
| 洲本税務署 | | ・収益事業を行う場合は洲本税務署へ届出が必要です。 |
| 電話 24-1212 | | |
| 登録免許税 | | 登記の際、登録免許税がかかります。 |
| | | |
| 神戸地方法務局洲本 | 本支局 | |
| 電話 22-0497 | | |

認可の喪失

12 認可の取り消し

認可を受けた地縁による団体が下記いずれかの場合もしくは不正な手段によって認可を 受けたときは、認可を取り消されることがあります。

- ① 認可を受けた地縁による団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ② 認可を受けた地縁による団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ③ 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- ④ 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ⑤ 地縁による団体の代表者、構成員または第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可 を受けたとき

13 解散

認可を受けた地縁による団体が次のいずれか1つでも該当するとき、認可地縁団体は解散します。解散は地方自治法の規定が準用され、市長に対して届出(市長による解散告示)及び清算に伴う債権申出の公告(官報による公告)などの手続きが必要です。

- ① 規約に定めた解散事由が発生したとき
- ② 破産したとき
- ③ 認可を取り消されたとき
- ④ 構成員の4分の3以上承諾のある総会の決議があったとき (規約に別段の定めがある場合を除く)
- ⑤ 構成員が欠亡したとき

その他義務等

●財産目録の作成と備置義務

財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。

●構成員名簿の作成備置義務

構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置くとともに、構成員の変更あるごとに訂正してください。

●総会開催の義務

代表者は少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開いてください。

●その他

代表者及びその他代理人が職務を行う上で、他人に加えた損害を賠償する責任があります。

留意事項

- 認可を受けた団体は、認可後であっても従来からの自治会等と同様に住民が自主的に 組織して活動するものであり、市町村の監督指揮下に置かれるようなことはありません。
- 認可地縁団体は特定の政党のために活動することが禁止されています。
- 構成員は個人に限られており、区域内に住所を有していても法人・組合等の団体を含めることはできませんが、様々な支援を受ける関係から「賛助会員」として位置づけ、活動に参加することは差し支えありません。
- 認可を受けた地縁による団体は、法人として破産、解散及び清算については裁判所の監督の下に所要の手続きを進めることとになり、破産宣告の請求を怠った時などに非訴訟 事件手続法に基づき裁判所より過料に処せられることとなります。